鳥取県中部地震（2016・11・8　№6）

被災者支援活動ニュース

日本共産党鳥取県委員会震災対策本部
現地事務所　湯梨浜町田後 302-6
電話・FAX(0858)35-3639

被災者向け「鳥取民報」号外できる

日本共産党鳥取県委員会は、鳥取県中部地震で被災された方々へのお見舞いを述べるとともに、「り災証明書」の申請にあたっての留意事項や、「役立つ情報」を掲載した「鳥取民報号外」を作成しました。9日の日本海新聞に折り込まれる予定で、訪問・対話活動等に活用する計画です。

鳥取県中部地震

被災されたみなさんに心よりお見舞い申し上げます

日本共産党

対策本部の被災現場調査。右から二人目は大平喜信衆院議員＝２２日・北栄町

県・市町に申し入れ

みなさんからお聞きした要望をまとめ、実現をめざし、これまでに三次にわたり県・市町に申し入れをおこなってきました。また、党県議団は平井伸治知事に直接要望（写真・10月31日）しました。

お困りごと、なんでもお寄せください ごいっしょに解決していきましょう

10月21日午後、鳥取県中部で発生した地震で、けがにあわれた方、住宅などの被害にあわれた方々に、心からのお見舞いを申し上げます。今回の地震は、家屋の全壊、半壊に加え一部損壊が鳥取県西部地震を上回り、農業や観光など、地域経済にも甚大な被害をもたらしました。

日本共産党は、震災後ただちに、災害対策本部を設置し、被災者のみなさんの要望を聞き取り、行政への申し入れなど行なってきました。どんなことでも結構ですので、お困りことがありましたら、ぜひお寄せください。ごいっしょに解決していきましょう。

寄せられた募金は自治体に届け、引き続きとりくんでいます。

「第二次調査」（内装被害）は申請が必要です 納得いく「り災証明書」発行を求めましょう

「り災証明書は、税減免や支援金支給に関わる」（平井知事）と言っているように、住宅の改修だけでなく、「税減免」など、さまざまな支援制度を受けるうえで、「り災証明」が必要となります。

いま、「第一次調査」がおこなわれていますが、これは、屋根や外壁、基礎など「外装被害」の認定だけです。柱、床、内壁、天井、建具、設備などの「内装被害」は「第二次調査」であり、被災者の申請がないとおこなわれません。「第一次調査」で、り災証明書が発行されないということがあってはなりません。「第二次調査」を要請し納得いく「り災証明書」発行を求めましょう。

また、「住家」は、「離れ」や「お店」など、「住んでいれば住家」です。これらも心くめて被害実態が正確に反映するよう要求しましょう。

◆県・市町へのおもな申し入れ項目◆

○避難所には、高齢者の方が中心に残されています。トイレに行きたくてもガマンするなど、健康管理を充分に。

○高齢者は住み慣れた地域と離れた公営住宅では孤立する可能性もあり、行先を考慮すること、また仮設住宅の設置を。

○「り災証明書」発行にあたって、住家以外の不動産や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等についても証明事項とすること。

○落果梨のうち、販売されなかった梨には支援がありません。また、共済未加入者もあり、これらへの補てん制度を創設すること。

日本共産党地震被災者相談窓口（なんでもご相談ください）

☎0858−35−3639　mail：qqga9ux9k@snow.ocn.ne.jp

倉吉市	佐藤博英議員	080−6346−4579
湯梨浜町	増井久美議員	090−9468−9281
北栄町	長谷川昭二議員	090−7597−3868

鳥取民報　２０１６年１１月号外
発行●日本共産党鳥取県委員会　〒680-0842 鳥取市吉方 168-8　☎０８５７−２２−８３６９

被災者の皆さんへ　役立つ制度をご紹介します

「制度」は「鳥取県の緊急支援施策」からの抜粋です。詳しい資料提供は、鳥取県広報課にご連絡ください。☎（0857）26−7755

区分		り災証明		問い合わせ先
住宅に関する支援	被災者住宅再建支援補助金	要	住宅が損壊した世帯に対して、被害の程度に応じて住宅補修経費等を支援します。 ○対象となる住宅　り災証明書による損害基準判定で１０%以上の認定をうけた住宅 ○支援額 ・住宅を建設・購入する場合：１８７・５万円～３００万円 ・補修する場合：３０万円～２００万円	住まいまちづくり課 ☎0857−26−7390
	被災者住宅修繕支援金	要	住宅が一部破損した世帯に対して、被害の程度に応じて修繕費を支援します。 ○支援額：１～５万円	住まいまちづくり課 ☎0857−26−7390 ☎0857−26−7411
生活に関する支援	住宅の支援（県営住宅への入居）		住宅（持ち家又は民間賃貸住宅）が全壊又は半壊し、長期にわたり居住できない世帯を対象に、県営住宅を提供します。	住まいまちづくり課 ☎0857−26−7399 ☎0857−26−7411
	災害ボランティアによる活動支援		ガレキ、家屋の片付けやその他のボランティアによる支援を要望する場合には、災害ボランティアを派遣し、活動します。 ［各市町ボランティアセンター連絡先］ ◆倉吉市　☎22−9802　◆湯梨浜町　☎47−5900 ◆北栄町　☎37−4522　◆三朝町　☎43−3388	※左の事業内容に記載しています。
税・授業料などの負担の軽減	県税の減免	要	県税について次のような減免措置が講じられます。 ・不動産取得税の減免 被災家屋やそれに替わる不動産に係る減免措置 ・個人事業税の減免 事業用資産に損害をうけた方や住宅又は家財に損害をうけた方に対する減免措置 ・申告等の書類の提出期限の延長 災害がやんだ日から２ヶ月以内の期限延長 ・徴収金の徴収猶予 全壊・半壊の損害を受けた方の徴収猶予	税務課 ☎0857−26−7053
	県立学校及び私立高等学校等の授業料等の減免	要	［授業料］ 被災により資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除	高等学校課 ☎0857−26−7929
	鳥取県育英奨学金（高校等）の緊急採用	要	実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる高校生等に鳥取県育英奨学金資金を貸与します。	人権教育課 ☎0857−26−7541

●総合相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	防災安全課（総合相談窓口）	0858−22−8111	9：00～17：00
三朝町	代表受付	0858−43−1111	24時間対応
湯梨浜町	総務課防災対策室	0858−35−3111	24時間対応
北栄町	総務課情報防災室	0858−37−3111	24時間対応

●り災証明の相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	防災安全課（総合相談窓口）	0858−22−8111	9：00～17：00
三朝町	町民税務課	0858−43−3505	9：00～17：00
湯梨浜町	町民課	0858−35−3117	9：00～17：15
北栄町	税務課	0858−37−5865	8：30～17：15